日本小児・思春期糖尿病学会 会則

(名 称)

- 第1条 本会は、日本小児・思春期糖尿病学会と称する。
 - 2. 本会の英文名は、The Japan Society for Pediatric and Adolescent Diabetes とし、その略名を JSPAD とする。

(目 的)

第2条 本会は、小児期発症糖尿病に関する研究調査並びにそれについての発表、知識の交換、会員相互の 交流および情報の提供等を行うことにより、小児・思春期糖尿病に関する研究の進歩および知識の普 及を図り、もってわが国における糖尿病合併症の発症・進展を阻止することにより、特に患児とその家 族の QOL の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 小児・思春期糖尿病に関する年次学術集会等の開催
 - (2) 小児・思春期糖尿病に関する国内外の関係学術団体との連絡および提携
 - (3) 小児・思春期糖尿病に関する調査及び研究
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

- 第4条 本会は、次の会員によって構成される。
 - (1) 正会員 小児・思春期糖尿病について研究・臨床経験のある医療従事者(医師、メディカルスタッフ)およびそれらを志向する学生で、本会の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た個人
 - (2) 名誉会員 本会の発展に尽し、小児・思春期糖尿病臨床の発展に功績のあった者で、役員 が推薦し、役員会で承認された個人
 - (3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体で、役員会で承認された者

(入退会)

- 第5条 入会する場合は、所定の正会員入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて入会を申し込み、理事会の承認を得て正会員となる。
 - 2. 退会しようとする正会員、名誉会員および賛助会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。正会員および賛助会員の場合、既納の会費は返却しない。

(会 費)

- 第6条 正会員および賛助会員は、付則に定める年会費を納入しなければならない。
 - 2. 名誉会員は、年会費を納めることを要しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)本人の死亡又は本会が解散したとき
- (3)第6条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

(1)理事 約 20 名

(2)評議員 人数は規定無し

(3) 監事 2名以内

- 2. 理事のうち 1 名を理事長、理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長とする。
- 3. 前項の理事長、副理事長をもってそれぞれ代表評議員、副代表評議員とし、理事をもって代表評議員及び副代表評議員を補佐する業務執行評議員とする。

(役員の選任)

第9条 評議員は、資格を有した正会員のうち立候補したものから選挙管理委員会の審査の後、就任が決定する。

立候補資格などは細則に規定する。

- 2. 監事は、理事を退任した者の中から選出する。選出方法は細則に規定する。
- 3. 理事は、評議員の中から選出する。選出方法は細則に規定する。
- 4. 理事長は理事の互選により選出される。副理事長は理事のなかから理事長により推薦され、理事会で承認される。

(役員の職務)

- 第10条 理事長は本会の業務を統括し本会を代表する。また、本会の資産を管理し会計業務を統括する。
 - 2. 副理事長は理事長の職務を補佐し、理事長不在時には理事長に代わり本会の業務を統括する。
 - 3. 理事は理事長および副理事長とともに理事会を組織し、本会事業の業務を分担執行する。
 - 4. 評議員は理事、理事長、副理事長、監事とともに役員会を組織し、理事会からの諮問案件、会員からの提案事項その他の案件を審議する。
 - 5. 監事は本会の業務および財産状況を監査し、これを役員会に報告する。

(役員の任期)

- 第11条 理事長、副理事長および監事の任期は年次学術集会終了時から起算して就任後2年とし、再任は2 期までとする。ただし、理事長および副理事長は満65歳を定年とし、監事は70歳を定年とする。
 - 2. 理事の任期は年次学術集会終了時から起算して任命後2年とし、再任を妨げない。ただし、理事は満65歳を定年とする。
 - 3. 評議員の任期は任命後4年とし、再任を妨げない。ただし、評議員は満70歳を定年とする。
 - 4. 評議員を再任する際、評議員資格を再審査する。ただし、60歳以上の評議員は再任の意思確認を実施するものとし、資格審査を省略する。
 - 5. 前各項に定める任期中に定年を迎えた者は、任期の終了をもって定年とする。
 - 6. 会員資格を喪失した者は、役員の資格も同時に喪失する。

(会議)

- 第12条 役員会は理事長が招集し、毎年1回以上開催する。理事長が必要と認めたとき、または評議員の 3分の1以上から役員会招集要請があった時は、理事長は臨時役員会を招集しなければならない。
 - 2. 役員会の議長は、理事長が行う。

- 3. 役員会は、評議員、理事の現在数の2分の1以上(委任状を含む)出席しなければ会議を開き、審議することができない。
- 4. 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5. 理事会は理事長・副理事長または理事の要請により適宜開かれる(書面理事会を含む)。
- 第13条 定期総会は年次学術集会時に毎年1回開催する。
 - 2. 総会の議長は、理事長が行う。
 - 3. 総会は、正会員の5分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。
 - 4. 総会の議決は、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会 計)

- 第14条 本会の運営は、会費その他の収入をもって充てる。
 - 2. 本会に対する寄付金、賛助会費は、役員会の決議を経て受理する。
 - 3. 本会の会計および事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第15条 本会則を変更するときは、理事会の決議を経て、役員会の承認を得るものとする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、オフィスミモザ合同会社内に置く。

〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入ル高宮町219-4F

TEL:075-253-2438 FAX:075-255-6780

E-mail: jspad@office-mms.jp

(付 則)

1. 本会の会費は、年会費、賛助会費からなり、次の通りとする。

種別		年会費
正会員	医師	8, 000円
	メディカルスタッフ	3, 000円
名誉会員		無料
賛助会員		50, 000円(1 口)
非会員		_
学生(大学院生を含む)		無料
初期研修医		無料

- 2. 年次学術集会会長(以下、学術集会長)は、年次学術集会の責任者としてプログラムおよび開催を企画・ 実施する。学術集会長は、役員の互選により選出され、役員会の承認を得た者が就任する。
- 3. 学術集会における研究発表の筆頭者は、会員に限る。
- 4. 第9条1項にかかわらず、日本糖尿病学会小児糖尿病委員会担当理事に就任した者は、その時点で本会理事となる。

- 5. 第4条にかかわらず、本会則制定直前(2012年度)に小児・思春期糖尿病研究会の名誉会員であった者は、全員会則制定時の名誉会員とする。
- 6. 名誉会員は役員会に出席して発言することができる。ただし、議決権は有しない。
- 7. 本会則の施行に関する事項および本会則に記載のない事項については、役員会の議決を経て、別に細則を定めるものとする。
- 8. 本会則は、平成24年7月15日に制定する。

平成25年7月14日に改訂し、同日施行する。

平成26年7月12日に改定し、平成27年4月1日に施行する。

平成27年1月10日に改定し、平成27年4月1日に施行する。

平成27年7月12日に改訂し、同日施行する。

平成29年7月16日に改定し、平成30年4月1日に施行する。

平成30年7月15日に改訂し、同日施行する。

令和元年7月15日に改訂し、同日施行する。

令和3年6月20日に改訂し、同日施行する。

令和3年12月21日に改訂し、同日施行する。

以上